

長を訪問して争議團の収入皆無となりし爲め戸數割其他の徴収を争議解決迄延期せられ度き旨懇談する所があつた。

又國粹會に於ては關東本部より幹事五名來野し、勞資當事者を訪問して調停を申込みたるも何れも拒絶せられた。

十月 に入り會社は第十七工場の生産漸次に平常に復するに共に此際徹底的に組合を掃蕩するの決心を固くし先づ野田町、附近町村、在郷軍人會、青年團、消防組其他に對し夫々諒解を求むるに共に争議團に對しては積極的に攻勢を探り、或は宣傳ピラに或は數回に渉る勸誘狀に或は勸誘隊を組織等して極力團員の切崩に努め、俟ら新工員を採用して漸次に諸工場の作業開始を行ひて(七日第三工場、十三日第十六工場、十六日第九工場、十九日第十五工場、二十九日第十工場益々強硬なる態度をこつて來た。特に中野野田町有志が正義團を組織して會社の行動を是認し之も後援するが如き態度を持つるに及んで一層硬化して來た様である。三十日六名を解雇した。之に對して争議團は會社の態度意外に強硬なるに鑑み訪問部員を増員して野田町、附近町村、在郷軍人會、消防組、青年團等に對して會社側に加擔せざる様諒解運動を行はしむるに共に争議の永びくは勞資双方の不利なるを考へ交渉委員を以て會社重役の私宅を訪問して解決の促進に努める所があつた。之と同時に會社の積極的切崩しに對して専ら消極的防衛に努め先づ會社の勸誘狀に對しては委任狀を以て争議團にて一括之を受取り、勸誘隊に對しては或は訪問隊を以て、或は「會社のもの出入を禁ず」のピラを各戸に掲示する等して防衛に努め居りしが下旬に至り會社側の切崩益々猛烈なるに及んで團員をして事情の許す限り野田劇場、勞働學校に分宿せしめ或は七人組を組織し各自をして同一の行動を探らしめ遂には争議團を裏切りたる場合は争議費用中五百圓を辨償すべき旨を契約せしめ、或は團員中生活困難の者に對しては強制貯金の拂戻しを許可し購買組合の支拂は各委員會にて責任支拂をする等して極力團員の維持結束に努むる所があつた。

此間に在つて

町長は町内有志を招致して争議対策を協議し商工會は爾今現金制度を探る事とした。

中野野田町有志相謀つて正義團を組織し宣言綱領を決定の上漸次に争議團に對して對抗的行動をこり居りしが、月末「野田町永遠の平和の爲め不自然なる調停には應ぜざる様希望する旨」の決議を會社に交附して陰に會社を後援するもの如き態度を持つて來た。(本争議の野田町に及ぼしたる影響参照)

二十八日野田支部購買組長青木源四郎氏は其一切の債權を遠山哲男氏に譲渡して辭職し、遠山氏は突然組合に對して債權の假差押を斷行する所あり一時争議團を混亂せしめた。

此の外下田助四郎氏の調停申込あり、大和民勞會副總裁藤代天放氏の勤勞報國會等の來野あり。更に、

十一月 に入つては會社は益々争議團の切崩しをなすに共に新規工員を採用して一日第四、第五、三日第一、第七、第十二、二十一日第十四、二十九日第六、第八、第十三の諸工場の作業を開始し態度愈々強硬となつて來た。二十二日株主總會に於ては争議經過を報告し今後の方針は如何なる事情發生するも徹底的に組合に決戦す可き旨を述べて居る。之に對して争議團は争議の永びくにつれて團員が倦怠するを恐れ演説會、運動會、山遊び、魚釣り、浪花節、家族慰問等を行ひ婦人部には編物講習會を催ふし會社並に正義團の積極的行動に對しては防備隊を以て之に備へ正義團員商店のボイコットを行ふ等して専ら團員の結束を固うするに努むる所があつた。斯くして三十日に至り争議團にては争議の主體を關東醸造勞働組合に移すべしとの議が起つた。

此間に在つて勞資双方は大いに宣傳戦に力を盡し稍泥仕合の觀があつた。